

第Ⅱ章 西南戦争の概要

1. 西南戦争の概要と意義（第1図～第5図）

西南戦争は、西郷隆盛率いる旧薩摩藩士を中心とした士族が、明治新政府の専制的な体制や政策に反発して起こした我が国最後の内戦である。幕末維新期、江戸幕府倒幕の主体となったのは薩長など雄藩の武士たちであったが、後に新政府の担い手となった彼らが進めた近代化政策は武士階級そのものを否定するものであった。特にその重点変革策である徴兵令・廃刀令・秩禄処分などは、士族（旧武士）たちのプライドや権益を侵すものであった。結果、不満を募らせた士族たちは各地で反乱を起こす。その最大のものが西南戦争であった。

戦争は、明治10年（1877）2月19日、政府軍に対し「鹿児島県賊徒征討」の詔勅が下されて始まり、同年9月24日、鹿児島市の城山での西郷隆盛自刃をもって終結する。約7ヶ月に及ぶ戦いは、熊本・大分・宮崎・鹿児島の九州4県にまたがり、政府軍約6万人、薩摩軍推定約5万人が動員され、約1万4千人が命を落とした。その多くが若者であった。戦闘は、小銃や大砲を中心とする本格的な近代戦であり、物量・情報伝達・物資輸送などに勝る政府軍が勝利した。

西南戦争の結果、最強と謳われた薩摩士族が敗れたことで、以降、武力蜂起を図る士族集団はなくなり、明治新政府による近代化政策は一層推進していくこととなる。一方、武力の限界性が明らかとなったことで、不平士族たちは言論闘争による変革を目指す自由民権運動へと合流し、これが興隆していく契機ともなる。西南戦争が軍事のみならず、我が国の近代化の画期といわれる所以といえる。

第2表 西南戦争の主な経過

2月14日	薩摩軍 別府晋介率いる先発隊が鹿児島を発つ	4月14日	薩摩軍 熊本城包囲を解く、熊本城攻防戦終了
2月19日	鹿児島暴徒征討令、熊本城炎上、21日まで市街炎上	4月19～20日	健軍・保田窪の戦い、大津の戦い、薩摩軍 矢部に退去
2月20日	薩摩軍先鋒 川尻に入る	4月27日	政府軍別働旅団2大隊 海路鹿児島に上陸・占拠
2月22日	神戸からの政府軍旅団博多上陸、先発隊を追って南下	5月5日～6月26日	鹿児島攻防戦
2月22～23日	薩摩軍 熊本城総攻撃(熊本城籠城戦開始)、向坂の戦い	5月7日～6月1日	人吉の戦い
2月24日	薩摩軍主力 山鹿・田原坂・木留に進出	5月13～29日	政府軍 豊後方面に海路・陸路から部隊を派遣
2月25日	政府軍第1・第2旅団 南関に入る	5月14～25日	三田井の戦い
2月25～27日	高瀬の戦い	5月15～29日	竹田の戦い
2月26日～3月21日	山鹿口の戦い	6月17日	政府軍 熊本・宮崎県境一帯を占拠、三重峠の戦い
3月3日～4月1日	吉次峠の戦い	5月4日～6月20日	大口方面の戦い
3月4～20日	田原坂の戦い	6月19日～7月24日	都城の戦い
3月12～13日	段山の戦い(熊本城攻防戦)	7月25～31日	宮崎の戦い
3月19日	政府軍別働第2旅団 日奈久に上陸、挟撃作戦開始	8月2日	高鍋の戦い
3月20日～4月15日	木留・荻迫の戦い	8月15日	和田越の戦い
3月26日～4月15日	薩摩軍 熊本城を水攻め	8月16日	薩摩軍 解隊布告
4月8日	突圍隊の戦い(熊本城攻防戦)、籠城軍食糧確保	8月18日	薩摩軍 可愛岳突破、その後山中行軍し鹿児島へ向かう
4月12～20日	御船の戦い	9月1日	西郷ら 鹿児島に入り城山に籠る
4月12～14日	政府軍別働旅団 川尻攻略戦	9月24日	政府軍 総攻撃により城山陥落、西郷ら自刃、戦争終結

※用語について

西南戦争：「戦争」は軍事史用語では「近代以降の国家間の武力による闘争」を指すが、本書では通例に従い、内戦ではあるものの「西南戦争」と呼称する。

政府軍：「官軍」という呼称もあり、これは「朝廷方の軍隊。政府方の軍隊。」（広辞苑）のことである。その対義語は「賊軍」であるが、現在では、これを一方的な見方として用いないことから「官軍」も使用しない。「政府方の軍隊」なので「政府軍」とする。ただし、「官軍墓地」などの名称としては用いる。

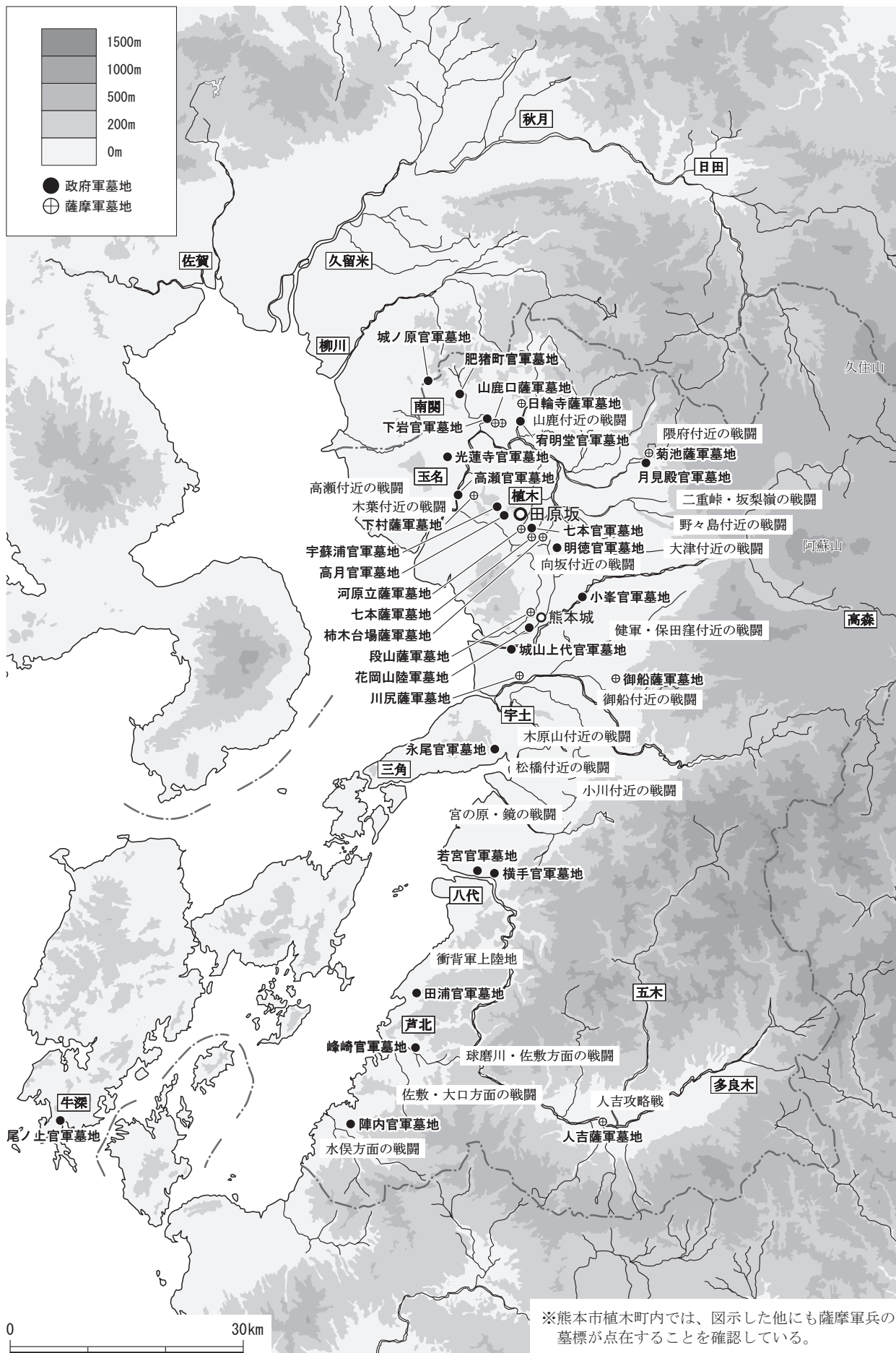
薩摩軍：薩摩軍は戦争中に目的や質が変化しており、1つの呼称で実体を表すのは難しい。「薩軍」・「西郷軍」・「私学校軍」などの呼称もあるが、旧薩摩藩士が主体であったという点を重視し、本書では「薩摩軍」とする。



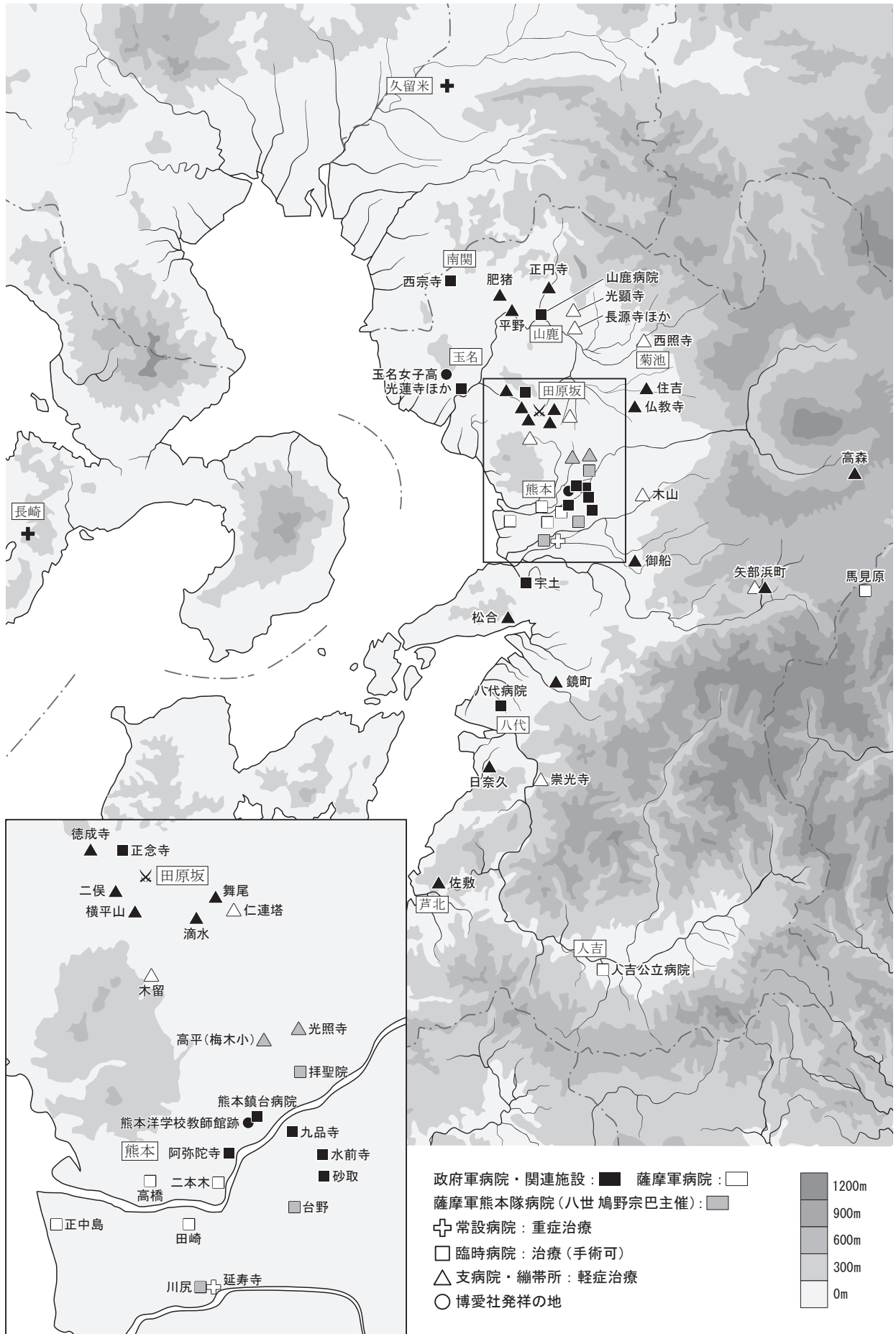
※明治33年測図『五万分一地形圖熊本七號 高瀬』大日本帝国陸地測量部』に加筆
第2図 田原坂の戦い前後に使用された主要道 (1/120,000)



※「明治十年西南戦役田原坂吉次峠植木戦蹟圖」に加筆・転載
第3図 植木町周辺の戦闘状況図



第4図 熊本県内における西南戦争の主な戦闘と関連墓地（縮尺任意）



第5図 熊本県内における西南戦争関係病院 (縮尺任意)

2. 西南戦争遺跡の定義

近代の所産である西南戦争の戦跡を遺跡（埋蔵文化財）として取り扱うのは、平成10年9月29日付、庁保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の「4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について、(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲、1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則」に記載された「3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができる。」との内容に準拠している。

西南戦争遺跡の存在と範囲は、古記録類や伝承、聞き取りをふまえた現地踏査や発掘調査の成果などから認識され、この点については通常の歴史時代の埋蔵文化財包蔵地と同様である。ただし、近代有事の遺跡という特殊性から、認識のされ方や構成要素（対象物）には通常の遺跡とは異なるものがある。遺跡と定義するうえでの具体的な要件は以下の通りである。

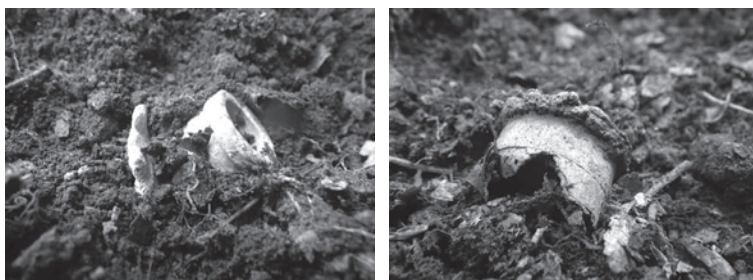
- 過去に試掘・確認調査を含めた発掘調査例があり、遺構や遺物が検出された。
- 小銃弾・薬莖・砲弾片など、軍用遺物の散布が認められる。
- 現在は残存していないが、過去に耕作などで遺構や遺物が確認された。
- 崖面などに塹壕跡等の遺構が表れている。
- 塹壕跡など、現在も地表面で遺構が認識できる。
- 弾痕や銃砲弾そのものが残る建物・石造物・石積み等が確認される、あるいは過去に確認された。
- 銃砲弾を内蔵する樹木類が現生する、あるいは過去に伐採された。

以上は戦場遺跡である。なお、銃砲弾は数百メートル以上飛ぶので、検出された付近で戦闘があったことは推定できるものの、検出地点が必ずしも戦場とは限らないことを付記しておく。この他に、全国を巻き込んだ近代戦争の遺跡ならではの構成要素もある。

- 戦場の後方に関わる施設。本営跡、弾薬製造地跡、軍票製造地跡、病院・繙帯所跡、宿泊所跡、海軍上陸地点、港湾、輜重関連地など。
- 終戦後間もない時期に造立された顕彰碑・慰霊碑などの記念碑、政薩両軍の墓地。
- 現在の地名や地形において、当時の写真・絵図などの記録と合致する部分がある。

上記のように、西南戦争遺跡の構成要素は埋蔵文化財にとどまらず多様である。そのため、地下だけではなく地上の構造物や樹木にも認められること、戦場となった九州だけでなく全国各地に存在することが大きな特徴といえる。また、遺跡の範囲が広範囲に及ぶ場合があることも挙げられる。田原坂の戦いを例にとれば、戦場となった豊岡台地や対岸の二俣台地だけでなく、周辺の本営跡・繙帯所跡・政府軍の攻撃基点となった現存する石橋の他、記念碑・墓地など戦いに関連するものを包括して一体の遺跡と捉えることができ、その範囲は広大である（第Ⅲ章2－b参照）。なお、戦場跡の場合、近代において形成されたことによる特徴がみられる。後の土地利用による大きな改変が無く残存状態が良好な場所においては、塹壕などの遺構が埋没しきらずに現地表面でも認識される、遺物が落ち葉掻き程度の地表面近くで検出されるといった状態で存在するが、このことは遺跡の脆弱性を示すものでもある。すなわち、現地表面近くにおいて遺跡が形成されたために遺構の

保護層は薄く、遺物の原位置は動きやすい。加えて、遺物のなかには薬莖の筒部や雷管など腐食しやすく脆弱なものもあって、一たび人の手が入れば遺跡の現状が変わってしまう恐れがある。そのため、遺跡の保護には十分な措置が必要といえる。



本道二ノ坂調査地における小銃弾・薬莖出土状況